



# かつの土地改良区だより

令和8年  
3月発行

## 賦課金額改定にご理解を

日頃より当改良区の事業・運営に深いご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。  
令和8年3月10日開催の通常総代会で、賦課金額改定と運営体制の見直しについて慎重に審議を尽くしていただき、賛成多数で下記のように議決をいただきました。

農業情勢は、日々複雑に課題が山積し、課題解決に多くの費用が伴います。財政計画を樹立し、持続可能な発展に寄与することに、ご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

理事長 田口 裕 他 理事、監事役員 一同

### 132条 県立入指摘事項

- ◎ 一般会計において、現年支出が現年収入を上回っており、目減りの状況が見られ安定した経営計画や健全財政が見込まれない
- ◎ 将来世代に負担がかかることのないよう、計画策定が望まれる
- ◎ 賦課金を、助成等を受けることない金額とし、独自の運営・経営が図るようにされたい

#### ※土地改良法132条抜粋（報告の徴収及び検査）

農林水産大臣又は都道府県知事は、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

### 土地改良区の歩み

当改良区は、平成15年合併し、来年は25年目を迎えます。当初は、市からの人的、物的、金銭的支援もあり、賦課金額を10a当たり800円としましたが、市の助成が打切られ、平成31年度に@1,000円、令和5年度@2,000円と増額としました。

この間、庶務・事務の節約に務めたものの、事務・事業量の増加が続き、依然として見通しの立たない状況でありました。

こうしたなか、令和4年度及び7年度の土地改良法第132条における秋田県の立入検査が行われ、左記のような指摘を受け、理事会役員で財務状況を精査・検証・協議を重ねましたが、賦課金の改定以外に他ないとの結論に達し改定に至ったものです。

### 経常賦課金(10a当たり/円)

#### 1.地区内の田

2,000円(現行) ⇒ 3,000円(改正)

#### 2.地区内の畑

1,000円(現行) ⇒ 1,500円(改正)

## 今後の財政計画

- ① 標準耐用年数の超過する基幹的農業水利施設が大半を占める状況にあり、長寿命化や計画的な更新により持続可能にする。
- ② 食料・農業・農村基本法、土地改良法の改正により従前からの業務内容に加え中長期計画の策定など業務の多様化と複雑化に対応する。
- ③ 農業農村整備事業の推進組織としての土地改良区の役割に対し、ほ場整備等に係る改良区への理解不足が多く、その解消と積極的な理解を求める。
- ④ 組織構成員の拡大と管理区域の増大に伴い、委員会等の組織の再編や事務・業務の充実を図る。
- ⑤ 山村開発センターの行政財産使用許可期限による閉鎖に伴い、当改良区事務所の移転先、経費及び管理費を確保する。
- ⑥ 温暖化により多発する自然災害へ、応急対策や迅速な対応が必要である。

## 令和8年度賦課金徴収額

賦課徴収の対象経費	賦課基準（10a 当たり）			維持管理費 詳細			
	賦課基準（10a 当たり）			賦課基準（10a 当たり）			
土地改良区に 係る 通常の 運営に 要する 経費	事務費	地区内の田		3,000 円	※1 十和田地区	十和田	1,000 円
		地区内の畑		1,500 円		毛馬内北部	500 円
		十和田南(末広)事業地区		300 円		甚兵衛川原	500 円
		毛馬内北部事業地区		300 円		神田	500 円
		道下夕事業地区		300 円		腰廻	500 円
		間瀬川事業地区		300 円		※2 末広地区	大湯川内
		柴内事業地区		300 円	大湯川外		500 円
		神田事業地区		300 円	土深井	1,000 円	
	維持管理費	花輪地区	地区内の土地	200 円	※3 八幡平地区	高井沢	1,200 円
		※1)十和田地区	//	1,000 円以内		瀬田石	100 円
		瀬の沢地区	//	500 円		長内下頭首工	300 円
		間瀬川地区	//	200 円		長牛	150 円
		※2)末広地区	//	1,200 円以内		中央地区	300 円
		※3)八幡平地区	//	3,000 円以内		県営3区左岸	600 円
借入償還金等	特別賦課金	高屋地区	県営ほ場整備事業	5,622 円	県営3区右岸	150 円	
		末広地区		6,668 円以内	県営1区夏井	200 円	
		永田地区	地下かんがいシステム 導入支援事業	4,040 円	宮麓	400 円	
		腰廻地区	ため池等整備事業 (河川対応)	1,464 円	松館揚水機	3,000 円	
賦課期日	令和8年10月1日						
徴収期限	令和8年11月30日						
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収 又は、本土地改良区において直接徴収することになっております。						
賦課基準日	令和8年4月1日現在の土地原簿の地積による。						